

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針講習会（全構造編） 「WEB講習」

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

今般、2015年の標記講習テキストの大幅な改訂による講習会の実施より5年が経過したことにより、2015年版講習会テキスト発行後の知見や改訂時に対応できなかった課題を別冊資料としてまとめ、これらをテキストとして、本講習会を実施することといたしました。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には(一財)日本建築防災協会より技術者証(有料・カード式)が発行され、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者名簿」に掲載されます。

また、その建築士を有する建築士事務所、希望する建築士事務所を対象に建築士事務所名簿を作成して都道府県に提出すると共に、(一財)日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所(建築士)の検索、協力要請等の資料として活用します。

*技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。

*建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。

平成28年度講習を受講し、技術者証を申請した方は令和4年3月末が有効期間満了となります。
技術者証及び技術者名簿の更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ、申請が必要となります。

記

共 催 : (一社) 奈良県建築士事務所協会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会、
(一財) 日本建築防災協会
後 援 : 奈良県、(一社) 奈良県建築士会、(一財) なら建築住宅センター

1) 受講期間 : 令和3年11月22日(月) ~ 12月20日(月)

2) 受講申込期間 : 令和3年10月22日(金) ~ 12月3日(金)

3) プログラム

講 習 内 容	講 師	時 間
被災度区分判定の考え方	前田匡樹(東北大学大学院教授)	20分
木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 (別冊資料含む)	河合直人(工学院大学教授)他	90分
鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準 および復旧技術指針(別冊資料含む)	前田匡樹(東北大学大学院教授)他	90分
鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 (別冊資料含む)	吉敷祥一(東京工業大学教授)	90分

4) 使用するテキスト(税込・送料込/お申し込み後、(一財)日本建築防災協会から発送します)

【全構造編テキスト】

- ① 任意(既にお持ちの方は購入の必要はありませんが、講習では内容に触れますので講習時にはお持ちください)
2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針 7,920円(税込)
申込時に要・不要を選択してください。

5) 受講料(※別冊資料代を含む)

主催・共催・後援団体会員 11,650円(税込)
その他一般 12,150円(税込)

6) 受講対象者

建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の行政職員

7) 震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証(カード式)の発行

技術者証発行手数料 1,100円(希望者のみ、送料・税込)

本講習を受講修了された建築士で希望者には、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」(カ

ード式) (有効期間5年・令和9年3月31日まで) 発行し、「技術者名簿」に掲載します。

希望者は、「技術者証申込書(別紙1)」、写真1枚(6ヶ月以内に撮影、幅25mm・高さ35mm)と発行手数料(実費)が別途必要になりますので、本講習申込時に併せてお申込みください。

技術者証は、(一財)日本建築防災協会から後日送付します。

8) 震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿の掲載

技術者証の発行希望者を有する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」(以下、「復旧技術事務所名簿」)の掲載を申し込むことができます。この技術事務所名簿は、(一財)日本建築防災協会ホームページ上で公開し、本会(奈良県建築士事務所協会)から奈良県に送付します。

都道府県等が地震被災後の被災者の住宅・建築物相談および建築物の被災度区分判定を実施する際に活用されます。

希望事務所は、「技術事務所名簿掲載申込書(別紙2)」が必要になりますので、本講習申込時に併せてお申込みください。なお、掲載料は不要です。

9) WEB講習の受講に必要な環境(申込前に必ずご確認ください)

- ① 通信環境: YouTubeを標準画質で快適に視聴できること
- ② 視聴環境(ブラウザ等は最新版とします):
 - ・PCのOS: Windows8.1または10、MacOSX(バージョン10.0以降推奨)
ブラウザ: Edge、Firefox、GoogleChrome、Safari
※InternetExplorer11はしばしば不具合が発生するため、推奨しません。
 - ・スマートフォンのOS・ブラウザ: iOS10.0以降・Safari、Android5.0以降・Chrome(参考)通信環境等の具体的スペック等を確認できる場合は、下記を参考にしてください。
 - ・回線速度下り: 512kbps以上、上り: 256kbps以上
 - ・CPU: Celeron1GHz以上、CoreDuo1.66GHz以上、これらと同等以上のCPU

10) 申込方法および受講までの流れ

- ① 受講(受講料、テキスト代「上記4)①テキスト購入希望の場合」、技術者証発行手数料「技術者証発行希望の場合」代金を下記口座へお振り込みください。
※各金融機関発行の受領証等を受講料領収書に代えさせていただきます。
- ② 次の3点を当協会へ郵送してください。
 - (1) 別紙A「受講申込書」*9)の視聴環境の確認を行い、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。
 - (2) 別紙1「技術者証申込書」*7)に係る希望者のみ。写真1枚はクリップ止めしてください。
 - (3) 別紙2「技術事務所名簿掲載申込書」*8)に係る希望事務所のみ。

【振込先】

(振込手数料は各自ご負担下さい。)

口座番号	南都銀行 県庁出張所 普通預金 0048615
口座名義	一般社団法人奈良県建築士事務所協会 会長 阪口 龍平 (サカグチ リュウヘイ)

③ 講義動画の視聴

お申しいただいたE-mailアドレスに受講サイトのURL・ログインIDその他必要事項が記載されたメールを送信いたしますので、その指示に従ってログインを行い、必ず上記受講期間中に講習動画を視聴してください。メールは「fu_ji@kenchiku-bosai.or.jp」より送付されます。

迷惑メール対策等をされている場合、受信が可能な設定に変更してください。

(※万一上記の期間内にメールが届かなかった場合は、下記の間合せ先までお知らせいただくようお願いいたします。)

※1:途中で視聴を停止した場合は、次回アクセス時には、前回停止した箇所からの視聴となります。

※2:同じ科目を繰り返し視聴していただくことができます。また、巻き戻しの視聴もできます。

※3:受講(配信)期間の延長はございませんので、受講期間内に余裕を持ってログインし、ご受講されるようお勧めいたします。

ご登録いただいた個人情報は、本講習実施に関する情報提供のために使用し、個人情報保護法に基づき、適正に管理します。

11) お問い合わせ

《申込・受付》 (一社)奈良県建築士事務所協会 TEL: 0742-34-8850 FAX: 0742-34-8886
〒630-8115 奈良市大宮町2-5-7 (奈良県建築士会館)

《動画視聴》 (一財)日本建築防災協会 被災度区分判定講習係 (TEL: 03-5512-6451)

12) その他

受講料を納入された場合は、当該受講料の返還はできません。

**震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会
受講申込書（Web講習用）**

氏名	姓	
	名	
フリガナ	セイ	
	メイ	
勤務先 (テキスト送付先)	郵便番号	
	都道府県	
	所在地	
	名称	
	部課名	
	TEL	
	e-mail	
奈良県建築士事務所協会		
奈良県建築士会		
講習区分	全構造編	
テキスト「2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」購入希望 ※1		
建築士登録番号（半角、空欄可）		
建築士登録地（一級以外）		
CPD番号（半角、空欄可）		
「技術者証」発行、「技術者名簿」掲載希望 ※2		
「技術事務所名簿」掲載希望 ※3		
備考		
振込金額内訳：（受講料 円）・テキスト（ 円）・技術者証（ 円）合計（ 円）		

※1 「2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」の購入は任意。

購入を希望する場合は、「○」を選択。

※2 「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証（カード式）」の発行、および「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」に掲載を希望する場合は、「○」を選択（ただし、知事登録をしている建築士事務所に所属する建築士に限る）。

別途「別紙1」の申込書に、写真1枚（サイズ縦3.5×横2.5cm－裏面技術者氏名記入）を添えてお申し込みください。

なお、木造建築士の「技術者証」は、全構造編を受講した場合も「講習修了構造区分：木造」となります。

※3 「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」に掲載を希望する場合は、「○」を選択。別途「別紙2」の申込書を添えてお申し込みください。

「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」掲載及び
「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」発行申込書

令和 年 月 日

一般財団法人 日本建築防災協会 殿

私は、一般財団法人日本建築防災協会が作成する「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」への掲載と、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」の発行を下記により申し込みます。

下記記載事項は事実であることを誓います。

記

都道府県名（ _____ 都道府県）

（「判定・復旧技術者名簿」及び「判定・復旧技術者証」は勤務先所在地の都道府県で区分されますので、勤務先所在地の都道府県名を記入してください。）

フリガナ

- 1 氏 名 _____
- 2 生年月日 昭和・平成 _____ 年 月 日
- 3 資 格 1級 2級 木造 建築士 番号 _____
- 4 講習修了構造 全構造 _____ 木造 _____ （何れかに○印）
- 5 住 所 〒 _____

- 6 勤務先名称 _____
- 7 勤務先所在地 〒 _____

- 8 勤務先電話番号 (_____) - (_____) - (_____)
- 9 メールアドレス _____ @ _____
- 10 写 真 （縦3.5cm×横2.5cmで裏に氏名を記入した写真1枚をこの申込用紙にクリップで添付してください。）

注1) 技術者名簿及び技術者証の有効期間は令和9年3月31日まで、です。

注2) この申込書の個人情報は、技術者名簿の作成、技術者証の発行、更新時の連絡及び技術者へ必要な情報の提供に限り使用します。

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿
掲 載 申 込 書

令和 年 月 日

(一財) 日本建築防災協会 殿

建築士事務所名
開設者氏名

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項」を了解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載及び(一財)日本建築防災協会のホームページでの公開並びに名簿の都道府県への送付を下記名簿内容により希望いたします。

記

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること
②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること
③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること
④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」は、作成した団体が都道府県に送付し、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること
⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。(ただし、今回の受講者は、令和9年3月31日までとする。)

名 簿 掲 載 内 容

・(単位会) 会員の有無 有 無 (いずれかに○印)

・建築士事務所名 _____

・所在地 〒 _____

・電話番号 市外局番 () - () - ()

・FAX番号 市外局番 () - () - ()

・メールアドレス _____

・判定・復旧技術者氏名・資格・講習修了構造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造 木造

・連絡主管者氏名 _____ 緊急連絡先 () - () - ()

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。講習修了構造は、全構造の講習会の受講修了者か木造のみの講習会の受講修了者がいずれかに○印をつけてください。

ただし、木造建築士の場合は全構造を受講されていても「木造」に○印をつけてください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付し震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談等の際に使用されます。

注4) この申込書は、事務所単位で記入してください。

* 「判定・復旧技術者」氏名は、技術者証発行を希望する所属建築士の氏名を記載ください。